

処遇改善加算の対象サービス事業所・施設の管理者 様

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長

### 令和 8 年度介護職員等処遇改善加算に関する届出について（通知）

令和 8 年度の届出の提出に当たっては、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 8 年度分）」（令和 8 年 3 月 13 日付け老発 0313 第 6 号厚生労働省老健局長通知）に留意の上、下記により必要書類を提出願います。

#### 記

#### 1 令和 8 年度処遇改善計画書の提出について

令和 8 年度に介護職員等処遇改善加算の算定を行う場合は、処遇改善計画書の提出と、必要に応じて体制等届出書の提出が必要です。

##### (1) 提出先及び提出書類（昨年度と異なります）

様式は、県ホームページからダウンロードしてください。

【令和 8 年度】介護職員等処遇改善加算の届出について（介護保険サービス）

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/20260401syoguukaizen.html>

##### ① 処遇改善計画書等

###### ア 提出先

新潟県電子申請システム（処遇改善計画書）

[https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=29777](https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=29777)

※ 令和 7 年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の申請はこちらではありません。

###### イ 提出書類

- ・ 別紙様式 2-1、2-2、2-3  
介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書（令和 8 年度）
- ・ 別紙様式 5 特別な事情に係る届出 ※該当ない場合は不要。

※ 新たに処遇改善加算を算定する場合や加算区分を変更する場合は、体制等届出書の提出が必要となりますので、以下のとおり対応願います（加算区分を変更しない場合は提出不要）。

② 体制等届出書（新たに処遇改善加算を算定する場合や加算区分を変更する場合）

ア 提出先

厚生労働省「電子申請届出システム」

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

イ 提出書類

- ・ 別紙 2、1-1 又は 1-2 体制等届出書
  - 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙 2）
  - 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅・施設サービス）（別紙 1-1）
  - 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス）（別紙 1-2）

(2) 提出先・提出期限一覧表

処遇改善計画書・体制等届出書（新たに処遇改善加算を算定する場合や加算区分を変更する場合）の提出先及び提出期限については、以下のとおりです。内容をご確認の上、**処遇改善計画書は新潟県電子申請システムへ、体制等届出書の提出が必要な場合は厚生労働省「電子申請届出システム」へ、それぞれ提出くださるようお願いいたします。**

対象	内容	提出期限	提出先
○従前の加算対象事業所が所属する事業者  ○従前の加算対象事業所と加算新設事業所の両方が所属している事業者	令和 8 年 4 月及び 5 月分の処遇改善加算、介護報酬臨時改定後の令和 8 年 6 月以降の処遇改善加算を算定する場合	<b>【処遇改善計画書】</b> 令和 8 年 4 月 15 日（水）	新潟県電子申請システム
		<b>【体制等届出書】</b> ○ 4 月分（居宅・施設共通） 令和 8 年 4 月 15 日（水） ※提出期限の特例 ○ 5 月分 ・ 居宅サービス 令和 8 年 4 月 15 日（水） ・ 施設サービス 令和 8 年 5 月 1 日（金） ○ 6 月分 ・ 居宅サービス 令和 8 年 5 月 15 日（金） ・ 施設サービス 令和 8 年 6 月 1 日（月）	厚生労働省「電子申請届出システム」

対象	内容	提出期限	提出先
加算新設事業所のみが所属する事業者	令和8年4月及び5月分は処遇改善加算を算定しないが、介護報酬臨時改定後の令和8年6月以降に処遇改善加算を算定する場合	【処遇改善計画書】 令和8年6月15日（月）	新潟県電子申請システム
		【体制等届出書】 ○6月分 令和8年6月15日（月） ※提出期限の特例	厚生労働省「電子申請届出システム」

※ 体制等届出書の提出期限の特例は、処遇改善加算のみ対象であり、その他の加算は通常どおりの期限であることにご注意ください。

## 2 変更届出書の提出について

既に提出した処遇改善計画書について以下の事項に変更があった場合は、変更届出書の提出が必要です。

### (1) 提出先及び提出書類（昨年度と異なります）

#### ① 提出先

新潟県電子申請システム（変更届）

[https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=29929](https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=29929)

#### ② 提出書類

・別紙様式4 変更に係る届出書

### (2) 提出書類・提出期限一覧表

変更事項	提出書類	提出期限	提出先
会社法の規定による吸収合併、新設合併による計画書の作成単位の変更	・別紙様式4のとお	・居宅サービス 変更月の前月の15日まで ・施設サービス 変更月の初日まで	新潟県電子申請システム
加算を算定する事業所に増減があった場合 ① 事業所を追加する場合 ② 一部の事業所を廃止する場合	①の場合 ・別紙様式4のとお ・体制等届出書 ②の場合 ・別紙様式4のとお	①の場合 ・居宅サービス 変更月の前月の15日まで ・施設サービス 変更月の初日まで ②の場合 速やかに	○別紙様式4、関係書類 新潟県電子申請システム ○体制等届出書 厚生労働省「電子申請届出システム」

算定要件の適合状況の変更等により加算区分に変更が生じる場合 ① 加算区分を上げる場合 ② 加算区分を下げる場合	①の場合 ・別紙様式4のとお り ・体制等届出書 ②の場合 ・別紙様式4のとお り ・体制等届出書	①の場合 ・居宅サービス 変更月の前月の15日まで ・施設サービス 変更月の初日まで ②の場合 変更月の前月の末日まで	○別紙様式4、関係書類 新潟県電子申請システム ○体制等届出書 厚生労働省「電子申請届出システム」
就業規則（介護職員の処遇に関する内容）を変更した場合	—	実績報告の提出時	※改めてお知らせします

### 3 実績報告書の提出について

令和8年度実績報告書の提出期限は、令和9年7月末とする予定です。このことについては、改めてお知らせします。

なお、令和8年度中に加算を算定する全ての事業所を廃止した場合、最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに実績報告書の提出が必要ですので、高齢福祉保健課へ連絡してください。

### 4 その他

#### (1) 新潟県電子申請システムによるオンライン届出及び修正方法等

(オンラインによる提出ができない場合は、高齢福祉保健課へご相談ください。)

- ① 利用者登録しない場合の申込は、「利用者登録せずに申し込む」を選択し、連絡先メールアドレスを入力してください。このメールアドレスに申請画面のURLが記載されたメールが送信されます。(利用者登録することも可能ですが、必ずしも必要ありません。)
- ② ①のURLから申請画面にアクセスし、必要事項を入力、提出書類のExcelファイル(処遇改善計画書、特別な事情に係る届出等)を添付し、送信してください。
- ③ 整理番号とパスワードが記載された受付完了メールが送信されます。届出の内容を修正する場合等に必要ですので、保存してください。
- ④ 届出の内容に誤りがあり修正したい場合は、電子申請システム画面上部の「申込内容照会」から修正入力が可能です。



(2) 介護職員等処遇改善加算の問い合わせ先

加算の要件、賃金改善の方法、処遇改善計画書の記入方法等については、下記の相談窓口まで問い合わせくださるようお願いいたします。

加算の要件、賃金改善の方法、計画書の記入方法等のお問合せ先

介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口

電話番号： 050-3733-0222

受付時間： 9時～18時（土日含む）

※ 繋がりにくい場合は、時間をおいておかけ直してください。

担当：高齢福祉保健課介護サービス係

TEL：025-280-5193